

仕 様 書

1 委託業務名

インターネット検索連動型広告を活用した自殺対策広報業務委託

2 概要・目的・対象者

様々な要因から希死念慮を抱き、インターネット上で自殺をほのめかしたり、自殺手段を検索する傾向が高い若者に対し、インターネット検索連動型広告により、各種相談窓口の情報提供を行うことで若年層を中心とした各世代に対する自殺対策に資することを目的とする。

具体的には、インターネット検索エンジン（Google）において自殺に関連する言葉を検索した者に対して、本市のホームページ（『さまざまな悩みに関する相談窓口を「みまもんきー」がご紹介します』）に誘導する検索連動型広告が表示される。広告をクリックすることで各種相談窓口一覧が表示され、相談を促す。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

（1）広告配信業務

発注者が指定した Web サイトへのアクセシビリティを向上させるため検索連動型広告（Google リスティング広告）の設定・配信を行う。なお、契約締結から配信までは①～③に示す手順を経ることとし、広告設定は下記の条件を必ず満たすこととする。

（配信までの手順）

① 契約締結後ただちに発注者・受注者間で広告掲出に関する打ち合わせを行い、受注者は1週間以内にGoogle リスティング広告検索仕様を作成し、書面にて発注者へ提示する。

【Google リスティング広告検索仕様に必要な条件】

- ・対象：Google アカウントで大分市に住所登録している人もしくは端末の位置情報が大分市にある人
- ・検索条件：希死念慮を抱き、インターネット上で自殺をほのめかしたり、自殺手段を検索する者が使用する可能性の高い単語を100語以上提案し、設定すること。

- ・リンク先：大分市ホームページの相談窓口一覧『さまざまな悩みに関する相談窓口を「みまもんきー」がご紹介します』

<https://www.city.oita.oita.jp/o096/kenko/hoken/1478668217441.html>

- ・クリック数：概ね400回／月以上を想定

② 受注者は①において提示された条件を確認し、広告掲出承認を行う。

③ 広告掲出承認後、発注者は広告掲出を開始する。

- ・広告掲出期間：掲出承認～令和9年3月31日

(2) 統計業務

「4 委託業務の内容(1) 広告配信業務」で配信した広告の表示回数やクリック数、クリック率等の数値指標を「5 実施報告書」に示すとおりに取りまとめ、レポートデータを発注者に提出すること。

(3) 広告配信改善業務

受注者は「4 委託業務の内容(2) 統計業務」の結果を踏まえ、発注者と協議の上改善が必要な場合は、広告内容の改善案を発注者に提案し、広告配信に反映すること。

※広告の改善は3回程度を想定。

5 実施報告書

(1) 月次業務報告書

受注者は、毎月15日までに前月分の「月次業務報告書」(様式任意)を作成し、電子データで発注者に提出すること。

なお、月次業務報告書には以下の内容も含めること。

- 1) 広告の表示回数、クリック数、クリック率
- 2) 1) の内訳をデバイス別、性別、年代別、時間別、曜日別、検索キーワード別、クエリ別 等に抽出

(2) 業務完了報告書

業務完了の翌月15日までに、月次業務報告書とは別に、「業務完了報告書」(様式任意)を作成し、電子データで発注者に提出すること。

なお、業務完了報告書には以下の内容も含めること。

- 1) 広告配信の実施状況

月次業務報告書の実績をもとにグラフ等を用いてとりまとめたもの

2) 効果測定

3) 今後の効果的な情報発信に関する提案

6 契約代金の支払い

受注者より請求書（様式任意）を受領した日から起算して 30 日以内に発注者が代金を支払う。

7 再委託の禁止

受注者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、発注者がやむを得ない事由であると判断した場合は、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

8 競争参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和 56 年大分市告示第 258 号）別表の（大分類）役務の提供等、（小分類）広告・宣伝について、入札参加資格の認定を受けている者であること
- (2) 大分市内に本店又は支店（入札契約に関する権限の委任を受けている者）があり、対面での打ち合わせができること
- (3) 直近 2 年間に省庁、広域自治体、又は基礎自治体にて同様の業務（リスティング広告）受託実績があること。

9 その他

- (1) 本業務を開始するにあたり、発注者と事前に十分な調整を行うこと。
- (2) 受注者は、計画的な事務の推進のため、業務計画書（発注者様式）を作成し、発注者の確認を受けること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び内容の詳細については、その都度、発注者との協議により決定すること。
- (4) 発注者は必要に応じ、業務の遂行状況等について受注者に対し報告を求め、受注者は改善の必要があると認める場合は、発注者に対し改善策の提案を行うこと。
- (5) 受注者は、本業務のために創作した著作物について、委託期間終了後、著作

権の行使はしないものとする。

(6) この契約の履行により、直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間が終了しても同様とする。

(7) 個人情報は委託者の指示する目的以外に使用してはならない。同様に第三者に提供することもできない。

(8)

9 担 当

保健予防課 岡野・佐古 (電話 097-536-2852)

別記

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 秘密の保持

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第3 目的外利用及び提供の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

第4 再委託

受注者は、発注者の承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については自ら行うものとし、再委託（再委託先が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）してはならない。

なお、発注者の承諾を得て受注者が再委託する場合において、受注者は、適正な個人情報の取扱いのため、再委託先に対しこの特記事項を遵守させなければならない。発注者の承諾を得て再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

第5 複写又は複製の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第6 収集の制限

受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な方法により行わなければならない。

また、情報システム等を使用し個人情報収集するときは、当該情報システム等にアクセスする権限を有する従事者の範囲と権限の内容を必要最小限にするとともに、当該個人情報の秘匿性等その内容に応じて認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

第7 適正管理

受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第8 持ち出しの禁止

受注者は、あらかじめ発注者の指示又は承諾があった場合を除き、受注者がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事務所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

第9 従事者の明確化

受注者は、この契約による業務に従事する者を明確にし、個人情報を取り扱う責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制について記載した書類を提出しなければならない。

第10 従事者への監督及び教育

受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

第11 従事者への周知

受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

第12 事故報告

受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

第13 資料等の返還及び消去

受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去するものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

第14 契約の解除及び損害賠償

発注者は、受注者が法令に違反していると認められるとき、又はこの特記事項に違反していると認められるときは契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

第15 報告義務

受注者は、この特記事項の遵守状況及び委託業務の履行状況について発注者に対して定期的に報告しなければならない。

第16 検査

発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、受注者及び再委託先等関係者に対し、取り扱っている個人情報の状況について随時検査することができる。